

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（気体廃棄物処理系機能検査）の記録確認において、検査成績書の添付資料（検査手順）記載の実施責任者名欄に誤記入が認められたため、当該欄を訂正及び対応検討	C	
2	1号機	2号機所内ボイラへの重油流量積算計用検出配管に油のにじみ及び重油移送ポンプ共通出口弁等（3台）にシートリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	主蒸気逃し安全弁（D）の点検前の現場確認において、排気管温度検出器用ケーブルコネクタの袋ナットが破損し脱落していたため、当該コネクタを修理	D	
4	2号機	残留熱除去系ポンプエリア及び炉心スプレイポンプエリア用局所空調機（2台）の冷却用海水系配管廻りの弁（9台）の浸透探傷検査において、弁棒に腐食を示す指示模様が発見されたため、当該部を修理	C	7月8日再審議にて グレード変更 D → C
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補機冷却海水配管戻り側隔離弁の点検において、ライニングの劣化が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	復水脱塩装置脱塩塔樹脂ストレーナ（8台）の点検において、軸のネジ部にかじり気味のもの（計7本）が確認されたため、当該軸及びナットを交換	D	
7	2号機	主タービンランド蒸気シール系の蒸化器入口蒸気圧力調節弁制御用電磁弁の点検において、異音の発生及び排気孔からのエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
8	2号機	低圧タービン（C）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状・円形指示模様及びブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	
9	2号機	低圧タービン（C）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に円形指示模様及びブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	
10	2号機	低圧タービン（B）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状指示模様及びブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	
11	2号機	低圧タービン（B）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、内部溶接線にブローホールが発見されたため、当該部を溶接補修	D	
12	3号機	原子炉再循環系ポンプ（A）駆動用電動機冷却用の空気冷却器の点検において、冷却チューブ（1本）より水の滴下が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
13	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-23）用アキュームレータのドレンホースの接続用カプラ取付け部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-31）用アキュームレータのドレン弁にシートリーク（2滴/秒程度）が発見されたため、当該弁を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-19）用アキュムレータのドレン弁にシートリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
16	5号機	所内用空気系原子炉建屋側への入口弁の下流側配管より水の滴下した痕跡が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
17	5号機	取水設備電源室空調機用冷凍装置の点検において、圧縮機のピストンロッドの不具合による異常振動が認められたため、当該圧縮機を交換	D	
18	6号機	所内ボイラ給水処理用薬液（ヒドラジン）の濃度測定用検水定量ポンプの点検において、流量調整不能が認められたため、当該ポンプを交換	D	
19	6号機	給水金属試料採取系遮断弁の点検において、当該弁用減圧弁に設定不良が認められたため、減圧弁を点検・修理	D	
20	6号機	取水設備バースクリーン（A、B）と回転式スクリーン（A、B）の間にある電線管中継箱の接続部に腐食による開孔が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	定期事業者検査（原子炉保護系インターロック機能検査）実施後の検査記録作成において、検査対象保護継電器盤の機器番号に誤記が認められたため、当該検査記録を訂正	D	
22	6号機	復水脱塩装置通葉再生用硫酸貯槽廻りの配管及びフランジ部に腐食が認められたため、当該配管及びフランジ部を交換	D	
23	6号機	原子炉遠隔停止装置室換気空調系空調機用冷凍装置の圧縮機圧カスイッチに動作不良が認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
24	6号機	循環水ポンプ（A）用端子箱内の端子台のケーブル接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）用冷却器（B）の出入口差圧高を示す警報が発生したため、当該冷却器を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで